

## 災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書

萩市（以下「甲」という。）と(有)オカムラ環境技研、(有)中尾、(有)萩新栄、(有)ミヤモト（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、し尿の収集運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時においてし尿の収集運搬を迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「し尿」とは、災害時において処理をする必要が生じた便槽内のし尿等であって、その収集運搬について甲が生活環境の保全上、緊急要請が必要であると判断したものをいう。

（し尿の収集運搬の緊急要請）

第3条 甲は、災害時において必要があると判断したときは、乙に対してし尿の収集運搬業務（以下「協定業務」という。）の緊急要請を行うことができるものとする。

（要請手続）

第4条 前条に規定する甲の乙に対する要請手続は、次に掲げる事項を文書で通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、事後速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 要請の内容
  - (2) 実施場所
  - (3) その他必要な事項
- （協定業務の実施）

第5条 乙は、甲から要請を受けたときは、必要な人員及び車両を調達し、甲の指示に基づき、優先的に業務に当たるものとする。

2 乙は、必要があるときは、甲と協議の上相互に協力するものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた協定業務を実施したときは、次に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 実施場所
  - (2) し尿のくみ取りを行った世帯の住所及び世帯主の氏名
  - (3) 作業年月日
  - (4) くみ取り量及び料金
  - (5) 前項期間内に従事した人員、車両及び時間、走行距離や給油等の記録簿
  - (6) その他必要な事項
- （費用の負担）

第6条 前条の規定により乙が実施した協定業務にかかる費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前における協定業務にかかる適正価格（特別料金は含まない。）を基準とし、甲、乙協議の上決定するものとする。

（費用の支払い）

第7条 前条の規定に基づき甲が費用を負担する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うも

のとする。

(情報交換)

第8条 甲は、第4条に規定する緊急要請を行うときは、乙に対して速やかに市内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、第4条に規定する緊急要請を受けたときは、前項の基準に基づき、協定業務の実施体制について、甲に報告するものとする。

3 乙は、甲から要請があった場合は、甲の災害対策本部員会議に参画するものとする。

4 乙は、代表者の変更、連絡体制等に変更があった場合は、甲へ報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了日30日前までに、甲、乙が協定を延長しない旨の意思表示を行わない場合には、この協定は、終了日の翌日から1年間更新されたものとみなす。

この協定の締結を証するため、本協定書5通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年12月14日

甲 山口県萩市大字江向510番地  
萩市  
萩市長

乙 山口県萩市大字椿東2357番地3  
有限会社 オカムラ環境技研  
代表取締役

山口県萩市大字江崎8911番地1  
有限会社 中尾  
代表取締役

山口県萩市大字椿東2917番地  
有限会社 萩新栄  
代表取締役

山口県萩市大字山田4074番地4  
有限会社 ミヤモト  
代表取締役

## 災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定書

萩市（以下「甲」という。）と(有)オカムラ環境技研、(有)中尾、(有)萩新栄、(有)ミヤモト（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、家庭系一般廃棄物の収集運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において家庭系一般廃棄物の収集運搬を迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「家庭系一般廃棄物」（以下「災害ごみ」という。）とは、災害時において一般世帯から排出されたし尿等を除く一般廃棄物であって、その収集運搬について甲が生活環境の保全上、緊急要請が必要であると判断したものをいう。

（災害ごみの収集運搬の緊急要請）

第3条 甲は、災害時において必要があると判断したときは、乙に対して災害ごみの収集運搬（以下「協定業務」という。）の緊急要請を行うことができるものとする。

（要請手続）

第4条 前条に規定する甲の乙に対する要請手続は、次に掲げる事項を文書で通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、事後速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 要請の内容
- (2) 実施場所
- (3) その他必要な事項

（協定業務の実施）

第5条 乙は、甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、必要な人員及び車両を調達し、甲の指示に基づき協定業務に当たるものとする。

2 乙は、甲から要請を受けた協定業務を実施したときは、次に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 実施場所
- (2) 作業年月日
- (3) 前項期間内に従事した人員、車両及び時間、走行距離や給油等の記録簿
- (4) その他必要な事項

（費用の負担）

第6条 前項の規定により乙が実施した協定業務にかかる費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前における協定業務にかかる適正価格（特別料金を含まない。）を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の支払い）

第7条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第8条 甲は、第4条に規定する緊急要請を行うときは、乙に対して速やかに市内の被災、

復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、第4条に規定する緊急要請を受けたときは、前項の情報に基づき、協定業務の実施体制について、甲に報告するものとする。

3 乙は、甲から要請があった場合は、甲の災害対策本部員会議に参画するものとする。

4 乙は、代表者の変更、連絡体制等に変更があった場合は、甲へ報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。

ただし、終了日30日前までに、甲及び乙が協定を延長しない旨の意思表示を行わない場合には、この協定は、終了日の翌日から1年間更新されたものとみなす。

この協定の締結を証するため、本協定書5通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年12月14日

甲 山口県萩市大字江向510番地  
萩市  
萩市長

乙 山口県萩市大字椿東2357番地3  
有限会社 オカムラ環境技研  
代表取締役

山口県萩市大字江崎8911番地1  
有限会社 中尾  
代表取締役

山口県萩市大字椿東2917番地  
有限会社 萩新栄  
代表取締役

山口県萩市大字山田4074番地4  
有限会社 ミヤモト  
代表取締役

## 山口県及び市町相互間の災害時応援協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、山口県内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生し、被災した市町が応急措置を実施するため必要があると認めるときは、山口県（以下「県」という。）及び県内市町に対して災対法第67条第1項及び同法第68条第1項に基づく応援の要請を行うものとし、県及び県内市町は応援を迅速かつ円滑に行うために、必要な事項を定めるものとする。

### (応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 災害応援に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- (4) 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 遺体の火葬のための施設の提供
- (6) ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- (7) 災害応援措置に必要な車両等及び資機材の提供
- (8) ボランティアの調整
- (9) その他、特に要請のあった事項

### (応援の要請)

第3条 応援を受けようとする被災市町（以下「受援市町」という。）は、次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文書により要請するものとする。ただし、事態が切迫している場合は、電話、ファクシミリ等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
  - (2) 前条第1号及び第8号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
  - (3) 前条第2号から第7号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
  - (4) 応援の場所及びその場所への経路
  - (5) 応援を必要とする期間
  - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 県は、前項の要請を受けたときは、速やかに、応援可能な市町と調整を行った上で、県の応援も含めた応援計画を作成し、応援を行う市町（以下「応援市町」という。）及び受援市町に、応援計画を通知するものとする。
- 3 県及び応援市町は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。
- 4 第1項による要請をもって、受援市町から各応援市町に対して応援の要請があったものとみなす。

### (市町を指定した応援要請)

第4条 受援市町は、あらかじめ指定した県内の市町（以下「応援指定市町」という。）に、応援を要請することができる。

- 2 前項に規定する応援については、前2条の規定を準用する。

- 3 県は、応援指定市町に対し、応援要請内容を伝えるとともに、協力を要請するものとする。
- 4 受援市町は、特に緊急を要する場合、応援指定市町に直接要請することができる。  
なお、この場合において、受援市町は事後必ず県にその旨連絡する。

(自主応援)

- 第5条 県及び市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、第3条又は第4条による被災市町からの応援要請を待たずに、この協定に定めるところにより応援を行うことができる。
- 2 前項の場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

- 第6条 県又は市町が前3条の規定に基づく応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、原則として受援市町の負担とする。
- 2 受援市町において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は受援市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。
  - 3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(他の協定との関係)

- 第7条 この協定は、県又は市町が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(平時の活動)

- 第8条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。
- (1) 情報交換を密にするため、原則として年1回連絡会議を開催する。
  - (2) 県及び他の市町主催の防災訓練に相互に参加する。
  - (3) その他必要な事項

(補則)

- 第9条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町が協議の上、別に定めるものとする。
- 2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成24年1月12日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本協定書を20通作成し、山口県知事及び各市町長が記名押印の上、各1通を所持する。

平成24年1月12日

## 環境行政広域連携に関する協定書

下関市、宇部市、萩市、長門市、美祢市及び山陽小野田市は、環境行政広域連携に関して、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、下関市、宇部市、萩市、長門市、美祢市及び山陽小野田市（以下「協定市」という。）が、環境の分野で相互に連携し、地域の発展に寄与することを目的とする。

### (連携事項)

第2条 連携の内容は、次のとおりとする。

- (1) 台風、地震等による大規模災害又は廃棄物処理施設の突発的な事故の発生により、単独の市では十分に廃棄物の処理が実施できない場合の支援
- (2) 環境保全に関する施策の推進に係る支援

### (情報交換)

第3条 協定市は、この協定に基づく連携が円滑に行われるよう必要に応じて情報交換を行うものとする。

### (協議)

第4条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、協定市がその都度協議を行い定める。

### (その他)

第5条 この協定は、締結の日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本協定書6通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、その1通を保有する。

平成27年4月1日

下関市長

宇部市長

萩市長

長門市長

美祢市長

山陽小野田市長



災害時の相互応援に関する協定書

平成21年8月19日

浜田市・益田市・長門市・萩市

## 災害時の相互応援に関する協定書

浜田市、益田市、長門市及び萩市の各市（以下「協定市」という。）は、島根県及び山口県の県境に近接する4市の地域連携を強化し、協定市の地域内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する風水害、地震等の災害をいう。以下同じ。）が発生した場合、被害を受けた市（以下「被災市」という。）に対する応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、災害時の相互応援に関して次のとおり協定を締結する。

### （応援の内容）

第1条 応援の内容は、次のとおりとする。ただし、既に締結された協定又は要綱がある事項の対応については、その定めによるものとする。

- (1) 消防（消火、救急、救助）、医療、給水、防疫、公共施設の応急復旧及び廃棄物処理等に必要な職員の派遣
- (2) 避難者及び傷病者等（以下「避難者等」という。）の受入並びに避難者の一時収容施設の提供
- (3) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (4) 被災者の救出、医療、防疫、避難所支援、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 災害応急対策活動に必要な車両等の提供
- (6) 廃棄物処理施設の提供
- (7) 災害ボランティアの斡旋及び義捐金の募集
- (8) 前各号に掲げるもののほか、被災市から特に要請のあった事項

### （自主応援活動の実施）

第2条 協定市は、地震等の大規模な災害の発生により被災市からの応援要請を待ついとまがないと認めた場合は、自らの判断により応援活動を実施できるものとする。この場合には、第4条の要請により実施したものとみなす。

### （避難者等の受入・搬送）

第3条 協定市は、被災市からの応援要請に応じることができるよう避難者等の受入体制を整えるものとする。

2 避難者等の搬送については、基本的に被災市において実施するものとする。ただし、被災市が、災害による体制等の混乱により避難者等の搬送ができない場合は、応援要請を受けた市（以下「応援市」という。）が搬送を行うものとする。

(応援要請の手続)

第4条 被災市は、応援市への応援要請に当たっては、次に掲げる事項を電話、ファクシミリ等により要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 応援を必要とする場所及び活動内容
- (3) 応援を希望する物資及び資機材の品名及び数量
- (4) 避難者等の人数、状態、緊急性及び搬送の可否
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 応援市は、対応可能な範囲で支援を行なうものとし、決定した支援内容を電話、ファクシミリ等により回答し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費のうち次に掲げるものは、原則として被災市が負担するものとする。

- (1) 救援物資に係る購入費及び輸送費
- (2) 救援資機材、車両等に係る借上料及び輸送費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、応援市が必要と認める経費

(災害補償等)

第6条 第1条第1号の規定により派遣された職員(次項において「派遣職員」という。)に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)に定めるところによる。

2 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援要請に基づく業務の従事中に生じたものについては被災市が、被災市への往復経路の途中に生じたものについては応援市が賠償の責めを負う。

(連絡担当課)

第7条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡することができる体制を整えるものとする。

(資料の交換)

第8条 協定市は、この協定に基づく応援活動が円滑に行えるよう、毎年地域防災計画書その他参考資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項又は疑義が生

じた事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(施行期日)

第10条 この協定は、平成21年8月19日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、協定市は記名押印のうえ各1通を保有する。

平成21年 8月19日

島根県浜田市殿町1番地

浜田市

浜田市長

島根県益田市常盤町1番1号

益田市

益田市長

山口県長門市東深川1339番地2

長門市

長門市長

山口県萩市大字江向510番地

萩市

萩市長



# 集中豪雨で市内の 幹線道路に被害

1時間雨量  
59.5ミリを  
記録!!

梅雨明け直前の7月3日から7日にかけて日本海に梅雨前線が停滞し、雷を伴う非常に激しい雨が降り、土砂災害警戒情報や各河川に水防警報が発表され、市内の道路にも被害が発生しました。

## 豪雨の概況

下関地方気象台によると、萩市土原では、10分間雨量（7月3日午後0時21分）が23ミリ（観測史上3位）、1時間雨量（7月7日午前3時5分）は59・5ミリ（観測史上10位）を観測しました。

雨量は極端に多くはないですが、数時間で100ミリ程度の豪雨が連日発生したため、過去に経験のない場所での被害が発生しました。

また、県土木防災情報システムでも、市内全域で1時間雨量30〜60ミ



県道萩篠生線(椿東中ノ倉)の道台崩落

りの豪雨を観測しました。

## 土砂災害により 幹線道路が寸断

この大雨の影響で、萩〜福栄を結ぶ県道11号萩篠生線が椿東中ノ倉の道台崩落により、また国道262号が川上白馬の土砂崩れにより、7月24日まで全面通行止め、交通規制により、車両の通行だけでなく、定期バス路線の経路変更や一部区間の運



国道262号(川上白馬)の土砂崩れ

## 萩篠生線は7月25日から 片側交互通行

県道11号萩篠生線(椿東中の倉地内)の全面通行止めは、7月25日から片側交互通行に規制変更されました。

- 事故防止のため仮設信号は必ず守ってください。
- 追突事故を防止するため、現場付近の見通しの悪い箇所やカーブ等では十分に減速してください。

休、清掃工場へのゴミの搬入など、日常生活（買物、通勤、通学、通院）や物流、観光等への被害が拡大しました。

一方、国道191号は阿武町宇田〜木与間や、大規模林道波佐阿武線（通称スーパー林道）をはじめ、山間部と沿岸部を結ぶ主要な道路でも土砂災害のおそれがあるため通行止めになり、一時的に市内各地域の通行が分断されました。

また、市街地でも道路冠水により国道191号の萩東中学校付近等で通行規制が実施されました。

## ライフラインへの影響

相島での停電のほか、山陰本線への土砂流入（玉江〜三見間）により東萩駅から長門市駅間が運転見合わせや代行輸送となりました。また、

## ◆災害時は冷静な対応を

1時間雨量が50ミリを超える豪雨の場合、道路側溝だけでは排水が困難です。また、降雨中に土のうを設置しても効果がありません。雨水対策（側溝清掃や土のう設置）は周辺の皆さんと協力して事前に行い、増水が始まったら、貴重品や非常用品を持って2階に退避（垂直避難）等の命を守る行動をお願いします。

## ◆冠水状況の記録提供のお願い

道路の冠水や災害の状況を携帯電話やデジタルカメラで記録されている方は、撮影日時と場所を明記して、防災安全課にメール（bousai@city.hagi.lg.jp）でご提供ください。

提供いただいた画像や映像は今後の災害対応の資料として扱い、一般に公開するものではありません。

■問い合わせ 防災安全課(25・3808)

## 市の災害対応

この度の災害を受けて、市では防災情報の伝達収集（危険箇所監視を含む）や応急活動を実施するとともに、幹線道路の早期復旧に向けて県に強く要請しています。



市道大渡吉田線(やすらぎ苑斎場)の土砂崩れ

2013 / 平成25年

8月15日

# 萩

## 7.28 豪雨災害



編集・発行 / 萩市総務部広報課

〒758-8555 萩市大字江向510番地

TEL 0838-25-3178 FAX 0838-26-5458

ホームページ <http://www.city.hagi.lg.jp/>

災害ボランティアの活動  
(須佐・田万川)



7.28

# 須佐・田万川・むつみで 未曾有の豪雨災害!!

## 須佐で1日雨量350ミリの記録的豪雨!

## 1000世帯以上が住宅被害!

被災された皆様にご冥福をお祈り申し上げます。被災された皆様にご冥福をお祈り申し上げます。被災された皆様にご冥福をお祈り申し上げます。

7月28日の記録的豪雨により、亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族の方々および被災された多くの皆様にご冥福をお祈り申し上げます。

未だ経験したことのない、記録的な豪雨が萩市東部を襲いました。気象庁は、8月末に運用を予定している特別警報レベル、すなわち数十年に一度の重大な災害の危険があることを知らせる特別警報に匹敵するものと発表しています。

災害当初は、国道191号、国道315号など萩地域と須佐・田万川地域を結ぶ主要道路等がすべて通行止めとなり、多くの被災地が孤立する事態が発生しました。また、停電や諸設備の崩壊によりテレビや固定電話、携帯電話が機能せず情報途絶の事態も発生しました。また、上下水道などのライフラインも止まり、最悪の事態となりました。

このような中で、被災者の方々に、大変なご心労とご負担をおかけすることとなりましたが、自衛隊の皆様や県警の皆様、国・県の職員の皆様、関係機関・団体の皆さん、もちろん市職員も含め、懸命の努力により現在までのところライフ

ラインや交通関係の多くは復旧を図ることができました。

被災直後から災害救助法の適用、また、被災者生活再建支援法の適用も決まり、激甚災害の指定の見込みも公表されたところです。

毎日全国各地から多くのボランティアの皆さんが被災された皆様の救護活動のために、この萩を訪れ、具体的な活動に入っています。市と社会福祉協議会などで萩市災害ボランティアセンターを設置し、多くのボランティアの皆さんの登録をいただきました。毎日酷暑の中、多くの皆さんが泥の除去、ガレキ処理に従事いただいています。

また、被災された皆様に支援するため官民一体となった、萩市集中豪雨災害義援金募集委員会を立ち上げ、義援金の募集、救援物資の受付も始めています。

被災された皆様が一日も早く安全安心な生活を再建できることを願っています。被災者総合相談窓口を設置しました。小川小学校、田万川総合事務所、須佐総合事務所の3カ所に設置し、土曜、日曜日も含め毎日、生活支援など各種相談に応じていますので、ご活用の方よろしくお願いたします。

します。

市では災害対策本部を設置し、被災状況の把握に努めるとともに、災害派遣要請をはじめ土砂災害、浸水現場での人命救助、被災者支援など関係機関と連携して、災害復旧に全力で取り組んでいるところです。

最後になりましたが、皆様の生活が一日も早く再建できるよう、市職員一丸となって全力で取り組むことをお約束し、ごあいさつといたします。

萩市長 野村興児



西村康稔内閣府防災担当大臣に被害状況を説明する野村市長

# 須佐地域



須佐川 (28日正午過ぎ)

氾濫している須佐川の総合事務所付近。氾濫した水が民家にまで押し寄せている。



国道191号(28日)

萩地域と東部を結ぶ基幹道路である国道191号が須佐トンネル手前の登坂車線で崩落。懸命な復旧作業により8月5日から片側交互通行となった。



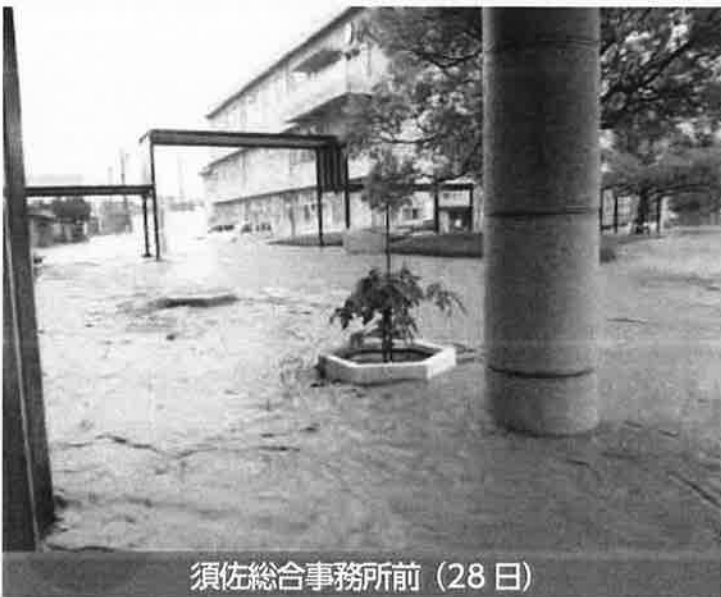
須佐中津交差点 (28日)

須佐川の氾濫により、池のような状態となった中津交差点。トラックが流され歩道に乗り上げている。



金山谷トンネル (28日)

国道315号の金山谷トンネル付近で大規模な土砂崩れ、流れ出た水が川のようになった。



須佐総合事務所前 (28日)

最大約60cmの濁流が押し寄せた須佐総合事務所。夕方には水は引いたが、後には大量の泥が残された。



全壊家屋 (30日)

須佐川の堤防が決壊し、押し寄せた濁流等によって傾いた中津地区の住宅。



# 田万川地域



高岩橋 (28日)

河川の増水だけでなく、近くの小川小学校のグラウンドからも濁流が押し寄せ、県道14号益田阿武線の高岩橋付近の堤防が崩落、下小川と中小川の主要道が寸断された。



小川小学校周辺 (28日)

中小川地区の田万川沿いの堤防が決壊し、本郷から小島地区一面がみるみるうちに海のようになった。家屋が孤立し、車両も流され、翌日まで浸水していた。



特別養護老人ホーム 阿北苑 (28日)

川からの濁流が建物の中に入り込んだ阿北苑。ベッドすれすれまで水が押し寄せ、入所者や職員79人が孤立したが、翌日ヘリで全員が無事救助された。



中小川地区の冠水 (28日)

道路と田の境も分からないほどの浸水のため、小川公民館への通行ができなくなった。



吉ヶ原橋 (30日)

上流の濁流が橋を越え、橋につながる道路が崩落。流された車も橋に引っかかった。下流約5kmの椿橋までの橋はすべて濁流にのまれ、その間の15区の公会堂(下小川)も跡形もなく流されてしまった。



下小川地区 (29日)

小島地区の勝馬田八幡宮<sup>かつまた</sup>周辺では、2mを超える浸水があり、田は見る影もなく、小屋も流された。

# むつみ地域



**大光寺橋 (28日)** 午前10時前の吉部下の志和田交差点付近。蔵目喜川の氾濫により、大光寺橋の一部が崩壊した。



**蔵目喜川 (28日)** 午前9時前に蔵目喜川が氾濫。吉部上鈴倉のむつみ診療所裏の遊歩道にも濁流が押し寄せた。



**高佐下 県道13号 (28日)** 高佐下宮廻<sup>みやまわり</sup>の高佐大橋付近の県道13号も冠水。午前11時を過ぎても冠水は続き、道路も見えない中を車が通行している。



**高佐大橋 (28日)** 午前10時頃の高佐下の中郷交差点付近。道路の浸水で動けなくなった遭難車両を救出に向かう消防レスキュー隊。

## 災害ごみの集積所

ボランティアの人たちや市職員が手伝い、浸水家屋から運び出し集積された家財や家電製品などの災害ごみ。



江崎キャンプ場(田万川野営場 8月7日)



須佐山根丁東地区 (29日)



国道191号の寸断

7月28日、山口県付近に発達した雨雲が次々と流れ込み、早朝から昼過ぎにかけて、萩市の東部で猛烈な雨となりました。被災された多くの皆様にご心からお見舞いを申し上げます。

1時間の降水量が、須佐で138.5ミリと観測史上最大の雨量となり、28日午前9時20分からの3時間に7月の月降水量の平均値(281.6ミリ)を上回る301.5ミリを観測する記録的な豪雨となりました。気象庁からは「これまでに経験したことのないような大雨」と発表され、土砂災害警戒情報が発表されました。

市では災害対策本部(本部長:市長)を設置し、被災状況の把握に努めるとともに、災害派遣要請をはじめ、土砂災害・浸水現場での人命救助や被災者支援など、関係機関と連携し、災害復旧に全力で取り組んでいます。

### 気象状況等

- ①警報 7月28日(日) 午前4時48分 大雨・洪水警報発表
- ②土砂災害警戒情報 7時17分
- ③最大雨量(下関地方気象台発表) 時間雨量 138.5ミリ(須佐) 11時4分からの1時間 一日雨量 351.0ミリ(須佐)

### 被害状況

- ①災害対策本部の設置 7月28日午前8時
- ②人的被害
  - ・死者 2人(上小川79歳女性、須佐84歳男性)
  - ・行方不明者 1人(60歳代男性)
  - ・負傷者 5人(須佐4人)

### 住宅被害(地区別)

8月8日現在

	全壊	半壊	一部破損	床上	床下	地区合計
むつみ	0	0	9	16	38	63
須佐	15	30	50	310	180	585
田万川	16	16	6	245	154	437
(住家合計)	31	46	65	571	372	1,085
非住家	5	20	0	1	10	36
合計	36	66	65	572	382	1,121

行方不明者の捜索活動には、萩市消防・萩市消防団をはじめ、自衛隊や警察、海上保安庁などにより災害発生直後から行われました。

### ③住家被害(8月8日現在)

- ▼計 1121棟
- ・全壊 36棟
- ・半壊 66棟
- ・一部損壊 65棟
- ・床上浸水 572棟
- ・床下浸水 382棟
- 須佐・田万川地域の3〜4割の世帯が住宅被害を受けました。

### ④避難状況

- ▼避難勧告(最大時) 4521世帯9834人(須佐・田万川・むつみ地域ほか)
- ▼避難人数(最大時) 計 371人
- ・須佐地域 83人
- ・田万川地域 178人
- ・むつみ地域 110人

市では河川の氾濫や土砂崩れなどの危険があるとして、避難勧告を発令しました。

避難所は、多いときには17カ所に約370人が避難され、現在も避難生活を余儀なくされている方もおられます(8月6日現在43人)。

### 救助活動

小川地区の特別養護老人ホーム阿北苑では、入所者や職員が28日に床

上浸水等により孤立し、連絡が取れない状況にありました。翌日の29日には県防災ヘリや近県ヘリ(広島県・福岡市・北九州市)の計4機により入所者52人、職員5人の計57人が萩ウエルネスパークに搬送され、その後市内の施設等へ無事搬送されました。

### ライフラインの状況

- ①停電(最大時)
  - ▼計 1017世帯
  - ・須佐地域 75世帯
  - ・田万川地域 942世帯

(7月30日夕方に全戸復旧)

- ①断水(最大時)
  - ▼計 1500世帯 3000人
  - ・小川地区 300世帯660人 (8月7日復旧)
  - ・上田万地区 100世帯140人 (8月1日復旧)
  - ・須佐地区 900世帯 (8月1日復旧)

被災地では近隣の9市から給水車の応援なども受け、断水地区を巡回するなどして、飲料水などを届けました。

③電話不通

・小川地区(一部の須佐鈴野川地区) 規模不明(8月9日復旧)  
28日には須佐・田万川地域で固定電話・携帯電話がつながりにくい状



田万川の氾濫（小川地区）



## 萩市集中豪雨災害義援金の募集

この災害により被害に遭われた方を支援するため、官民一体となった「萩市集中豪雨災害義援金募集委員会」（会長 野村興児萩市長）を立ち上げました。

皆さんの温かいご支援、ご協力をお願いいたします。

■受付期間 8月6日～12月27日

※受付は各施設の執務時間。

①窓口での受付場所 本庁1階企画政策課、各総合事務所、見島支所、三見・大井・大島出張所

②募金箱の設置場所（22カ所） 本庁総合案内、教育委員会、各支所・出張所、市民館、市民体育館、市民病院、萩博物館、萩図書館

※義援金の領収書が必要な方は、義援金の受付窓口にお越しください。

③銀行振込・郵便振替

■受付口座

銀行名	支店名	口座番号	口座名義人名
山口銀行	萩支店	普通 5046806	萩市集中豪雨 災害救援義援金 萩市会計管理者 藤田 擴 <small>ひろ</small>
萩山口信用金庫	萩支店	普通 0531452	
あぶらんど萩 農業協同組合	萩支店	普通 0036055	
ゆうちょ銀行	01290-1-80021		

※振込手数料は免除（金融機関窓口でご確認ください）。

ATM、インターネットでの振込等では手数料が必要。

■救援物資の受付

▷場所 本庁1階企画政策課

▷時間 土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分

▷受付物資 必要物資は随時更新のため、萩市公式ホームページを参照してください

■問い合わせ 企画政策課（25・3569）

## 交通関係

況にありました。小川地区では以降も固定電話の不通が続きました。

### ①主要道路の状況

・国道191号（阿武町惣郷～須佐間）道路崩落のため通行止め（8月5日から片側交互通行）

・国道315号（須佐～弥富・金山谷トンネル、片俣・割ヶ嶽トンネル）土砂崩れなどにより通行止め（7月31日に通行止め解除）

・県道13号萩津和野線（道の駅うり坊の郷～高佐方面）通行止め（7月31日から片側交互通行）

被災当初は、萩地域と須佐・田万

川地域を結ぶ基幹道路をはじめ多くの生活道が通行止めとなり、被災地への交通が途絶しました。現在では復旧が進んでいます。一部の道路では通行規制が残っています。

### ②鉄道の状況

・奈古駅～益田駅間 代行バス

8月4日に長門市駅～奈古駅間は運転再開しましたが、奈古駅～益田駅間はバスによる代行運転が続いています。

## 農林水産関係

### ①農作物の被害（8月6日現在）

▼計 2億3367万円

・水稲 約260ヘクタール、1億

4571万円  
 ・トマト 約2.8ヘクタール、4686万円  
 ・大根 約9ヘクタール、2396万円  
 ・大豆 約22ヘクタール、513万円  
 ・その他 1201万円  
 小川地区の水稲に大きな被害。また、農地、農業用施設の被害は約1400件、約33億円。

### ②水産関係

・江崎漁港 水産加工場の冷蔵庫等の設備や原材料への被害など

・須佐漁港 育成施設への土砂流入によりアワビ稚貝への被害、護岸の倒壊など

# 一日も早い復旧・復興を目指して

水道や下水道などライフラインの復旧作業、給水活動や災害ごみの収集など、市職員も全力で取り組んでいます！



小川樋水管(高岩橋)

手前の護岸が田万川の増水により流され、配水管が寸断。仮設水道管を電柱から下げて布設した。



給水活動(江崎地区)

岩国市水道局の応援による尾浦地区での給水活動。7市から給水車の応援も受けて給水活動を行った。



須佐浄化センター(8月7日)

国道191号が崩落し、その土砂が流入。埋没し稼働停止となったため、土砂の撤去作業を行った。



汚水引き抜き運搬活動(須佐地区)

須佐浄化センターが稼働停止のため、汚水をマンホールからバキューム車により引き抜き、益田市や田万川地域など近隣の下水道処理場へ運搬した。



須佐グラウンド仮置場(8月8日)

発生した災害ごみは膨大な量となる。現在ごみは須佐グラウンドを仮置場として集積している。



災害ごみの運搬作業(下小川地区)

職員やボランティアの手で、浸水家屋から出た被災ごみをトラックに乗せ、集積所へ運搬した。

# 支援の輪が広がる



△被災した家屋から荷物を搬出(須佐地区)



△家屋に入り込んだ泥を除去(小川地区)

## 全国からボランティアが参加

■延べ153団体(1463人)、  
個人1026人 計2489人  
(8月8日現在)

被災後すぐに全国各地のボランティアの皆さんから、被災住宅の復旧支援の申し入れが多く寄せられました。

7月30日には、市と萩市社会福祉協議会、山口県社会福祉協議会で、須佐地区に「萩市災害ボランティアセンター」を開設。ボランティアの皆さんは連日被災地に入り、作業を行っています。

ボランティアセンターに依頼の

あった家庭の中でも特に作業が難しい高齢者などの家庭を優先して対応し、暑い日差しの中、家屋に入り込んだ泥をかき出す作業や、家財の搬出などを行っています。

ボランティアの派遣を受けた70代の女性は「自分だけでは何もできなかった」と感謝していました。ボランティア参加者からは「休日しか来れないが、何かできればと思った」(30代男性)、「とりあえず車で来てみたが、思ったよりひどくてびっくりした」(40代男性)などと話していました。

### 募集 萩市災害ボランティアセンター

- 内容 家屋の清掃、泥の除去、家財の搬出等
- 活動地域 須佐地域、田万川地域、むつみ地域
- 受付時間 午前8時30分～正午(毎日)
- 集合場所 旧奈古高等学校須佐分校(須佐中学校となり)
- 終了時間 午後3時
- 装備・持ち物

- ・ケガ防止のため長袖・長ズボン、長靴、帽子、マスク(防塵のもの)、軍手、ゴム手袋、タオル、着替え

- ・昼食、飲料水は事前に各自で準備

□その他

- ・ごみや資材運搬のため、軽トラックや2トトラックなどをお持ちの方はご協力をお願いします。
- ・熱中症対策を十分に行ってください。

■問い合わせ 萩市災害ボランティアセンター  
(萩市社会福祉協議会須佐事務所内) 08387・6・2204 090・3177・4042(携帯)



現地視察をする林芳正農林水産大臣

### 激甚災害の指定へ

8月4日には安倍総理も県内の被災地を視察し、山口・島根豪雨災害の激甚災害指定に向けた作業を急ぐ考えを示すとともに、被災者生活再建支援法などの適用についても早期に結論を出し、復旧支援を行うことを表明、5日には萩市において「被災者生活再建支援法」の適用が決定しました。

また、農水大臣はじめ政府調査団も現地を視察し、早期の復旧に向け対策を講じていくと話しました。市としても、今後も復旧活動を全力で行うとともに、国・県にも強く働きかけ、早期の復旧と復興に向けて取り組んでいきます。

2013 / 平成25年

9月1日

# 萩

## 豪雨災害への支援



須佐グラウンドに集積  
された災害廃棄物

編集・発行 / 萩市総務部広報課  
〒758-8555 萩市大字江向510番地  
TEL 0838-25-3178 FAX 0838-26-5458  
ホームページ <http://www.city.hagi.lg.jp/>



# 災害救助法、被災者生活再建支援法による支援



【須佐唐津地区】土砂崩れにより家屋が倒壊、後ろに須佐大橋。被災から2週間目に道路が通行可能に。



【上小川地区】8月9日に古屋圭司防災担当大臣が、防災ヘリで入所者が搬送された阿北苑などを現地視察。



【須佐中津地区】空き家では被災当時のまま、流木などが残っている。



【上小川地区】後ろを流れる原中川の氾濫で地面が削られ、現在も傾いたままの田万川第2分団の消防器庫。

7月28日の豪雨災害では、萩市東部の須佐・田万川・むつみ地域に甚大な被害が発生しました。これを受けて、自然災害に対する次の法律が短期間のうちに適用・指定されました。

これにより、被災者に対する救助や支援、市に対する支援などが行われます。

## 被災者に対する支援

### 【災害救助法】7月28日適用

災害に際して、生命や身体に危害が加わるおそれが生じている際に、同法による救助が行われます。

被災者には災害弔慰金や災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付などの救済制度が適用されます。

また、市が行った避難所の設置や食料・飲料水等の提供など災害対応に対して、国・県からの財政支援を受けることができます。

※災害援護資金貸付の手続方法は4ページに掲載。

### 【被災者生活再建支援法】8月5日決定、7月28日適用

自然災害により、居住する住宅が

全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に、被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援します。

支援金の支給額は、住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金の合計額となります。

※被災者生活再建支援制度の手続方法は4ページに掲載。

### ■問い合わせ

福祉政策課(25・3550)

## 被災自治体に対する支援

### 【激甚災害特別財政援助法】8月15日指定、20日施行

大規模な災害の復旧事業について、自治体の財政負担を軽減する制度等で、対象となる災害地域は「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づいて指定されます。

激甚災害に指定されたことで、農

地や水路、農業用施設、橋や道路、河川堤防などの公共土木施設などの災害復旧事業に対して国の補助率が大幅にかさ上げされます。



# 7.28 豪雨災害

## 仮設住宅 40 戸が着工！

### 避難所の状況

須佐・田万川・むつみ地域、大井地区で、最大4521世帯、9834人に避難勧告を発令し、市内21カ所に避難所を設置しました。避難者は最大で、須佐地域で3カ所145人、田万川地域で8カ所238人、むつみ地域で9カ所110人、大井地区で1カ所7人の合計500人に達しました。

8月25日に避難勧告は全地域で解除されましたが、8月26日現在も、田万川コミュニティセンターに7世帯、13人の方が仮住まいをされています。

### 家屋被害の状況

倒壊や浸水などによる家屋の被害は、全壊41棟、半壊66棟をはじめ、床上、床下浸水とも合わせて1100棟を超えました。田万川地域と須佐地域では、全体の3〜4割の家庭が被害にあうなど、住民生活に大きな影響を及ぼしています。

また、空き家となっている家屋では災害当日のまま手つかずとなっているものもあり、復旧活動の課題となっています。

### 問い合わせ

防災安全課(25・3808)

### 仮設住宅の建設

原則、住家が全壊または流出するなどして自力で住宅を確保することが困難な方のために、災害救助法に基づいて、山口県が応急仮設住宅を40戸建設します。

### 建設場所・戸数

・須佐地区 旧奈古高校須佐分校敷地内、11戸

・江崎地区 田万川コミュニティセンター敷地内、17戸

・小川地区 下小川ふれあいセンター敷地内、12戸

▼住宅規模 1戸約20〜40㎡、プレハブ造(1DK10戸、2DK17戸、3K13戸)

▼工期(予定) 8月24日〜9月21日

▼入居可能期限 完成の日から2年(予定)

※家賃は不要で、電気・水道料金は自己負担となります。

### ボランティアの支援

被災地の一日も早い復旧・復興を目指して、7月30日に市と秋市社会福祉協議会、山口県社会福祉協議会で「秋市災害ボランティアセンター」を設置しました。

個人、職場や学校、企業など団体での参加など、全国から多くの皆さんにボランティアの応援をいただき、被災家屋の清掃や流入土砂の除去作業などの復旧活動が進められています。ボランティアセンターが把握している延べ6807人(8月25日現在)の他にも、多くの団体がボランティア活動に参加されました。

また、地元でも婦人会などによる被災者の方への炊き出しや、近所同士が一緒になってゴミの撤去作業を行うなど、一日も早い復興を願って作業に取り組みまれています。

また、地元でも婦人会などによる被災者の方への炊き出しや、近所同士が一緒になってゴミの撤去作業を行うなど、一日も早い復興を願って作業に取り組みまれています。

また、地元でも婦人会などによる被災者の方への炊き出しや、近所同士が一緒になってゴミの撤去作業を行うなど、一日も早い復興を願って作業に取り組みまれています。

### 問い合わせ

福祉政策課(25・3550)

### 他市・団体からの応援

災害応急や復旧活動には、国土交通省の緊急災害対策派遣隊(T.E.C.フォーシス)の派遣や、山口県、また県内外の自治体関係団体からも職員への応援があり、道路や河川などの設計の技術的援助や孤立地域へのヘリ支援、被災者への健康チェック、給水活動、滞留汚泥の搬送、災害ごみの収集、土砂出しや清掃など、さまざまな活動に、20団体、延べ1200人以上の支援をいただきました。

【他市・団体からの応援状況】  
国土交通省、山口県、広島県、石川県輪島市、島根県浜田市・益田市、福岡市、北九州市、下関市、宇都市、

防府市、下松市、光市、長門市、美祿市、山陽小野田市、周南市、岩国市、柳井市、阿武町(8月20日現在)

### 義援金の報告

須佐・田万川・むつみの未曾有の豪雨災害により被災された方々を支援するため、「秋市集中豪雨災害救援義援金募集委員会」では、多くの団体の賛同を得て募金活動を展開しています。

ライフラインがほぼ回復し、猛暑の中ボランティアをはじめとする多くの方々の献身的な活動により復旧支援が進められています。被災地域では今なお多くの方が不安の中で生活を送っておられます。

この義援金は、被災された方々にお届けし、生活の再建を支援するものです。一日も早い復旧復興のため、市民の皆さんの温かいご支援を引き続きよろしく願っています。

寄せられた義援金(8月23日現在) 1862万9454円

▼義援金の使途 須佐・田万川・むつみ地域内の被災された方々に対して、義援金の配分委員会で決定した基準等(配分金額、時期、回数、配分方法など)に基づいて配分します。

### 問い合わせ

企画政策課(25・3102)

2013 / 平成25年

9月15日

# 萩

## 須佐総合事務所に 災害復興局を新設



編集・発行 / 萩市総務部広報課  
〒758-8555 萩市大字江向510番地  
TEL 0838-25-3178 FAX 0838-26-5458  
ホームページ <http://www.city.hagilg.jp/>



▲7月28日

須佐総合事務所

9月6日 ▼

# 7.28 豪雨災害

## 災害復興局を新設します！

**9月17日から  
須佐総合事務所に設置**

7月28日に発生した豪雨による災害の復旧・復興および被災者の生活再建支援を一元的に推進する「災害復興局」を、9月17日に須佐総合事務所内に新設します。

このたびの豪雨災害は、萩市の東部地域（田万川・須佐・むつみ地域）に集中し、過去に例を見ない大規模災害となり、その復旧と新たなまちづくりを見据えた復興には、相当の期間を要します。

そのため、被災された方々の生活が一日も早く再建できるよう、通常

### ■災害復興局

3事業部	業務内容
生活再建支援事業部 (08387・6・2213)	被災者の生活再建支援、公共施設復旧に係る担当課との調整、局内の庶務等
都市基盤復興事業部 (08387・6・2215)	道路・河川等の復旧、上下水道施設の復旧等
産業再生事業部 (08387・6・2217)	農林水産業や商工業の再生の推進、農地農業用施設・林道の復旧、治山工事等の復旧等

業務と切り離して独立した部署を新設します。

▽設置場所 須佐総合事務所3階

▽構成（3事業部） 生活再建支援事業部、都市基盤復興事業部、産業再生事業部

▽人員 専任31人、兼務50人（田万川・須佐・むつみ各総合事務所職員）

### 災害復興局の新設に伴う

職員の人事異動（9月17日付）

○部長級 ▼災害復興局長（田万川総合事務所長 和田眞教）

▼災害復興局理事（生活再建支援担当）（市民部次長 松浦好洋）▼災害復興局理事（都市基盤復興担当）（土木建築部次長 佐伯康生）▼災害復興局理事（産業再生担当）（商工観光部次長 前田 功）

○部次長級 ▼災害復興局生活再建支援事業部統括官（保健福祉部福祉政策課長 岩武明司）▼災害復興局都市基盤復興事業部統括官（萩・長門清掃一部事務組合事務局主幹）安田学

○課長級 ▼災害復興局主幹（総括調整担当）（総務部広報課主幹）井本義則▼災害復興局都市基盤復興事業部主幹（土木建築部土木課長補佐）鈴木明生▼災害復興局産業再生事業部主幹（基盤整備担当）（見島支所主幹）福島盛雄▼災害復興局産業再生事業部主幹（基盤整備担当）（旭総合事務所産業振興部門総括補佐）野村謙司▼災害復興局産業再生事業部主幹（産業復興担当）（農林水産部農政課長補佐）白神敦司

○部長級 ▼田万川総合事務所長（田万川総合事務所次長 椋本正徳）

○部次長級 ▼市民部次長（納納担当）（市民部次長（納納担当）池田寛司）

○課長級 ▼市民部納納課長（市民部納納課長補佐 村田卓二）▼保健福祉部福祉政策課長（保健福祉部福祉政策課長補佐 三戸登）▼土木建築部土木課長（土木建築部土木課主幹 石橋文雄）

○課長級 ▼災害復興局主幹（総括調整担当）（総務部広報課主幹）井本義則▼災害復興局都市基盤復興事業部主幹（土木建築部土木課長補佐）鈴木明生▼災害復興局産業再生事業部主幹（基盤整備担当）（見島支所主幹）福島盛雄▼災害復興局産業再生事業部主幹（基盤整備担当）（旭総合事務所産業振興部門総括補佐）野村謙司▼災害復興局産業再生事業部主幹（産業復興担当）（農林水産部農政課長補佐）白神敦司

○部長級 ▼田万川総合事務所長（田万川総合事務所次長 椋本正徳）

○部次長級 ▼市民部次長（納納担当）（市民部次長（納納担当）池田寛司）

○課長級 ▼市民部納納課長（市民部納納課長補佐 村田卓二）▼保健福祉部福祉政策課長（保健福祉部福祉政策課長補佐 三戸登）▼土木建築部土木課長（土木建築部土木課主幹 石橋文雄）

支所主幹）福島盛雄▼災害復興局産業再生事業部主幹（基盤整備担当）（旭総合事務所産業振興部門総括補佐）野村謙司▼災害復興局産業再生事業部主幹（産業復興担当）（農林水産部農政課長補佐）白神敦司

○部長級 ▼田万川総合事務所長（田万川総合事務所次長 椋本正徳）

○部次長級 ▼市民部次長（納納担当）（市民部次長（納納担当）池田寛司）

○課長級 ▼市民部納納課長（市民部納納課長補佐 村田卓二）▼保健福祉部福祉政策課長（保健福祉部福祉政策課長補佐 三戸登）▼土木建築部土木課長（土木建築部土木課主幹 石橋文雄）

○課長級 ▼市民部納納課長（市民部納納課長補佐 村田卓二）▼保健福祉部福祉政策課長（保健福祉部福祉政策課長補佐 三戸登）▼土木建築部土木課長（土木建築部土木課主幹 石橋文雄）

○課長級 ▼市民部納納課長（市民部納納課長補佐 村田卓二）▼保健福祉部福祉政策課長（保健福祉部福祉政策課長補佐 三戸登）▼土木建築部土木課長（土木建築部土木課主幹 石橋文雄）

○課長級 ▼市民部納納課長（市民部納納課長補佐 村田卓二）▼保健福祉部福祉政策課長（保健福祉部福祉政策課長補佐 三戸登）▼土木建築部土木課長（土木建築部土木課主幹 石橋文雄）

○課長級 ▼市民部納納課長（市民部納納課長補佐 村田卓二）▼保健福祉部福祉政策課長（保健福祉部福祉政策課長補佐 三戸登）▼土木建築部土木課長（土木建築部土木課主幹 石橋文雄）

○課長級 ▼市民部納納課長（市民部納納課長補佐 村田卓二）▼保健福祉部福祉政策課長（保健福祉部福祉政策課長補佐 三戸登）▼土木建築部土木課長（土木建築部土木課主幹 石橋文雄）

○課長級 ▼市民部納納課長（市民部納納課長補佐 村田卓二）▼保健福祉部福祉政策課長（保健福祉部福祉政策課長補佐 三戸登）▼土木建築部土木課長（土木建築部土木課主幹 石橋文雄）

○課長級 ▼市民部納納課長（市民部納納課長補佐 村田卓二）▼保健福祉部福祉政策課長（保健福祉部福祉政策課長補佐 三戸登）▼土木建築部土木課長（土木建築部土木課主幹 石橋文雄）

○課長級 ▼市民部納納課長（市民部納納課長補佐 村田卓二）▼保健福祉部福祉政策課長（保健福祉部福祉政策課長補佐 三戸登）▼土木建築部土木課長（土木建築部土木課主幹 石橋文雄）

○課長級 ▼市民部納納課長（市民部納納課長補佐 村田卓二）▼保健福祉部福祉政策課長（保健福祉部福祉政策課長補佐 三戸登）▼土木建築部土木課長（土木建築部土木課主幹 石橋文雄）

○課長級 ▼市民部納納課長（市民部納納課長補佐 村田卓二）▼保健福祉部福祉政策課長（保健福祉部福祉政策課長補佐 三戸登）▼土木建築部土木課長（土木建築部土木課主幹 石橋文雄）

○課長級 ▼市民部納納課長（市民部納納課長補佐 村田卓二）▼保健福祉部福祉政策課長（保健福祉部福祉政策課長補佐 三戸登）▼土木建築部土木課長（土木建築部土木課主幹 石橋文雄）

○課長級 ▼市民部納納課長（市民部納納課長補佐 村田卓二）▼保健福祉部福祉政策課長（保健福祉部福祉政策課長補佐 三戸登）▼土木建築部土木課長（土木建築部土木課主幹 石橋文雄）

### 萩市生活応援センター

萩市社会福祉協議会が設置した「萩市生活応援センター」は、被災された方の生活復興を応援することを目的に、災害復興局内に移設します。

センターでは、完了していない家屋およびその周辺の清掃、引越し、生活相談、コミュニティづくりなどのニーズに対応していきます。

市では、萩市生活応援センターとともに、被災された方への各種支援制度の申請と相談を受け付けます。

### ◆ボランティア募集

被災された方の生活復興のために活動していただくボランティアを募集します。

※ボランティアの活動内容は、防災メール等でもお知らせします。

### ■問い合わせ

- ・08387・6・2289
- ・080・6302・4808
- ・FAX08387・6・2218

### 萩市被災者総合相談窓口

須佐総合事務所、田万川総合事務所、弥富支所、小川支所（小川小学校内）に開設しています。

### ■問い合わせ

福祉政策課（25・3550）

# 萩



文と萩物語

2014 平成26年

7月15日

平成 27 年の大河ドラマは「花燃ゆ」

## 7.28 豪雨災害から1年



編集・発行／萩市総合政策部広報課  
〒758-8555 萩市大字江向510番地  
TEL 0838-25-3178 FAX 0838-26-5458  
ホームページ <http://www.city.hagi.lg.jp/>



須佐川(須佐総合事務所付近)



市営住宅おそ吹原団地



# 7.28 豪雨災害から1年

昨年7月28日に萩市東部地域を襲った集中豪雨災害から、まもなく1年となります。当日、須佐では観測史上最大の1時間の最大降水量が138.5mm、また午前9時20分からの3時間雨量が301.5mmを観測し、気象庁から「これまでに経験したことがないような大雨」と発表されるなど記録的な豪雨となりました。

この豪雨災害により、須佐・田万川・むつみ地域では、甚大な被害があり、現在でも仮設住宅で生活を送られている方もおられます。被災の翌日からは、のべ1万人を超えるボランティアの皆さんによる無償の奉仕活動をいただいたことは、復旧への大きな力となりました。

被災地では今も当時の爪痕が残る箇所もありますが、被害のあった道路や河川、農地・農業用施設、公共施設等も本格的な復旧に取り組んでおり、復興に向けて着実に歩みを進めています。

今回の豪雨災害での教訓を今後の防災体制の整備に生かし、災害に強い、市民が安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいきます。

## 写真で振り返る7月28日の豪雨災害



小川支所から見た旧小川中学校周辺。原中川と田万川に囲まれた一帯は冠水した(午後1時頃)



上田万八幡地区の椿橋付近。田万川から溢れた水で県道津和野田万川線も冠水(午後3時頃)



須佐トンネルの西側の国道191号と交差する長谷川が溢れてトンネルへ流れ込んだ(午後5時頃)



弥富地区を流れる田万川も氾濫。橋を超えて流れた濁流により欄干も壊れた(正午頃)

合併後新市の最大の試練となった集中豪雨被災から間もなく1年が経過しようとしている。わずか3時間という短い間に300mmを超える豪雨、しかも局地的、突発的な集中豪雨。2人の方の命を奪い、1人は今なお行方不明、家屋の被害は1100棟を超える。改めて被災された方々にお見舞い申し上げる。被災地の方々とともに一日も早い復旧復興に努めることに決意を新たにす。

被災後、他の自治体からの応援を受けながら市職員一丸となって被災した上下水道施設、小中学校等の公共施設の復旧を行うとともに合併後新市の最大の試練となった集中豪雨被災から間もなく1年が経過しようとしている。わずか3時間という短い間に300mmを超える豪雨、しかも局地的、突発的な集中豪雨。2人の方の命を奪い、1人は今なお行方不明、家屋の被害は1100棟を超える。改めて被災された方々にお見舞い申し上げる。被災地の方々とともに一日も早い復旧復興に努めることに決意を新たにす。

被災後、他の自治体からの応援を受けながら市職員一丸となって被災した上下水道施設、小中学校等の公共施設の復旧を行うとともに合併後新市の最大の試練となった集中豪雨被災から間もなく1年が経過しようとしている。わずか3時間という短い間に300mmを超える豪雨、しかも局地的、突発的な集中豪雨。2人の方の命を奪い、1人は今なお行方不明、家屋の被害は1100棟を超える。改めて被災された方々にお見舞い申し上げる。被災地の方々とともに一日も早い復旧復興に努めることに決意を新たにす。

7月28日、この日は萩市民防災の日となった。この日は須佐の花火大会の日でもある。昨年は中止となったが、本年は復興の願いも込めて多くの方々の協賛のもと、須佐湾の夜空を尺玉の大輪の花が開くことだろう。

萩市長 野村興兒

復興は  
みんなの笑顔が  
エネルギー

# 一日も早い、復旧・復興へ向けて 力を合わせて取り組んでいます



大雨が止んだ後もむつみ保育園横の蔵目喜川(吉部上)は濁流が流れている(正午頃)

## 主な被害の状況

(平成25年9月時点)

### ▼人的被害

死者2人、行方不明者1人、負傷者5人

▶住宅被害(住家のみ) (単位:世帯)

区分	須佐	田万川	むつみ	合計
全壊	10	9	1	20
大規模半壊	30	27	0	57
半壊	224	143	13	380
床下浸水	169	130	47	346
合計	433	309	61	803

(平成26年3月31日現在、義援金配分対象となった世帯。複数世帯同居は1世帯とみなす)

### ▼避難状況

避難勧告(最大時)

- 4521世帯9834人(須佐・田万川・むつみ地域、大井)
- 避難人数(最大時) 約5000人
- ▼農林漁・商工業被害
  - 農作物被害 約3億1000万円
  - 農地・農業用施設 約39億6800万円
  - 畜産被害 約1000万円
  - 林道被害 約1億6500万円
  - 治山被害 約12億円(100カ所)
  - 水産業被害(市管理) 約9000万円
  - 商工業被害(民間) 70社以上、約11億円
- ▼市土木施設被害(道路172カ所、河川106カ所、橋梁4カ所) 約50億円
- ▼市水道施設被害 約1億900万円
- ▼市下水道施設・集落排水処理施設等被害 約5億4000万円
- ▼市公共施設等被害 39施設(小川支所、市営住宅等) 約9億4000万円
- ◎保健福祉施設
  - 田万川保育園小川分園、須佐保育園(移転新築)、小川児童クラブ(小川コミュニティセンター内、8月19日から小川小学校で仮設再開)、育英児童クラブ(育英小学校内、8月19日から再開)、須佐保健センター(現在は復旧)等

- ◎社会教育施設
  - 須佐公民館、須佐図書館、須佐歴史民俗資料館(床上浸水等の被害)
  - ◎文教施設
    - 小川小学校、育英小学校(校舎、屋内運動場床上浸水等の被害)、多磨小学校、田万川中学校(法面崩落被害)、須佐田万川学校給食共同調理場(床上浸水、配送車2台破損等)
    - ◎文化財施設
      - 市指定有形文化財「益田館」水没、県指定史跡「須佐唐津古窯跡群」一部崩壊

- 市指定有形文化財「益田館」水没、県指定史跡「須佐唐津古窯跡群」一部崩壊
- ▼保健福祉施設(民間分)
  - 特別養護老人ホーム阿北苑(床上浸水、土砂流入ほか。利用者52人、職員5人をへりで搬送)、特別養護老人ホームすさ苑、EGF小川事業所、EGF江崎事業所(床上浸水ほか)等

## 豪雨災害の経験を教訓に! 「7月28日秋市民防災の日」防災講演会

7月28日は、「秋市民防災の日」です。

活動事例発表などを行います。

- これは、昨年7月28日の秋市東部集中豪雨で、未曾有の被害があったことから、この災害の経験と教訓を風化させることなく後世に継承し、市民一人ひとりが自然災害について防災意識を高めるために、今年3月に制定しました。
- また、須佐・田万川地域に甚大な被害をもたらした「昭和58年山陰豪雨」が起きた7月23日から29日までの1週間を「秋市民防災週間」として、秋市全体で防災意識の普及啓発を図ります。
- 今年、被災地だった田万川地域で、下関地方気象台長の講演や
- 活動事例発表などを行います。
- とき 7月28日(月) 午後1時～3時
- ところ 田万川コミュニティセンター(江崎)
- 内容
  - ▽7・28秋市東部集中豪雨スライド・解説
  - ▽開会行事
  - ▽講演会(下関地方気象台長、午後1時35分～2時15分)
  - ▽ボランティア活動事例発表(秋市社会福祉協議会、午後2時20分～3時)
- 参加料 無料
- 問い合わせ 防災安全課(25・3808)

# 災害復旧・復興のあゆみ

## ■復旧・復興の記録

月日	内容
7月28日	萩市災害対策本部設置 災害救助法、被災者生活再建支援法の適用
29日	本庁に総合相談窓口開設
//	電気の復旧（午後7時53分）
//	災害ごみを須佐グラウンドに搬入開始
30日	萩市災害ボランティアセンター設置 (市、萩市社会福祉協議会ほか)
8月5日	萩市集中豪雨災害救援義援金募集委員会設立、 6日から義援金受付開始
6日	小川小学校・須佐総合事務所に総合相談窓口 設置（～8月16日）
7日	田万川総合事務所に総合相談窓口設置 （～8月16日）
//	水道の復旧（午後7時）最大1500世帯3000人が 断水
9日	電話の復旧（午後1時）
//	下水道の復旧（午後1時50分）
12日	須佐保育園 送迎バスによる田万川保育園本園で 合同保育開始
15日	小川小学校に小川支所仮事務所開設 激甚災害特別財政援助法の指定
19日	田万川保育園小川分園 送迎バスによる田万川保 育園本園で合同保育開始（1月に復旧・再開）
20日	高岩橋（小川地区）の復旧
27日	中島剛氏 復興祈念ピアノコンサートを開催 (須佐文化センター、約150人参加)
9月1日	萩市生活応援センターの設置（萩市社会福祉協議 会） ※9月17日災害復興局内へ移設
17日	須佐総合事務所に災害復興局を設置 被災者総合相談窓口の設置
22日	仮設住宅入居開始（3カ所、32世帯77人）
27日	萩市集中豪雨災害救援義援金1次配分開始 (12月2次配分、平成26年5月最終配分)
10月6日	がんばろう須佐 田万川 復興支援祭を開催 (道の駅つとりパークたまがわ)
11月4日	第1回五縁まつりを開催（小川小学校）
9日	JR山陰線（須佐駅～益田駅）開通 ※奈古駅～須佐駅は代行輸送（8月中に再開予定）
12月8日	田万川・復興のつどいを開催 (田万川コミュニティセンター) 復興祈念スローガンを発表
20日	国の災害査定が終了（公共土木施設災害査定） ※12月13日には農地・農業用施設災害査定が終了
1月31日	田万川地域 市営住宅復旧（大沢10戸、八幡2戸、 三明4戸、おそ吹原12戸）
2月28日	須佐地域 市営住宅復旧（中津第1団地16戸、 山根丁東20戸、浦東12戸）
4月19日	復興応援フラメンコライブを開催 (田万川コミュニティセンター)
6月22日	田万川・むつみ・須佐地域避難訓練、 萩市災害対策本部図上訓練を実施（6ページ参照）



災害ごみ仮置場として利用した須佐グラウンド。現在は8月中の復旧に向け整備中（昨年状況）



仮設住宅は、須佐地域（旧県立奈古高校須佐分校）11戸、江崎地区（田万川コミュニティセンター）17戸、小川地区（下小川ふれあいセンター）12戸整備。現在でも、13世帯28人の方が入居（平成26年5月末）



復旧・復興、被災者生活再建支援を一元的に推進するため、災害復興局を新設



「五縁まつり」で、ボランティアへの感謝の気持ちと地域が頑張っている様子を発信。活動の様子の上映会では涙された方も



被災地の小中学生から「復興祈念スローガン」を募集。一日も早い復興を目指して、「復興はみんなの笑顔がエネルギー」の気持ちで取り組みます

## ■土木・農地等災害復旧工事の進捗状況(補助事業)

区分	全体件数	契約済数	契約率
公共土木施設	270件	267件	98.9%
農地・農業用施設	475件	454件	95.6%
林業施設	18件	18件	100.0%
治山事業	28件	24件	85.7%

(平成26年7月11日見込み)

## ■主な災害復旧工事の進捗状況(補助事業)

区分	全体件数	契約済数	契約率
水産業施設	3件	3件	100.0%
市営住宅	9件	9件	100.0%
小学校施設	23件	23件	100.0%
簡易水道施設	10件	8件	80.0%
公共下水道施設	11件	11件	100.0%
農業集落排水施設	9件	9件	100.0%

(平成26年5月1日現在)



小川支所・小川コミュニティセンター(イメージ図)  
※県道益田阿武線と県道弥富小川線が合流する場所  
(三明地区横島)に建設



須佐保育園(イメージ図)

- ▽事業期間 平成25～29年度(予定)
- より改修を実施します。
- 川・大江後川河川災害関連事業」により改修を実施します。
- ▽事業期間 平成25～32年度(予定)
- ◎田万川(全延長116.4km)  
下流から上流に向け、「河川災害復旧等関連緊急事業」「広域河川改修事業」「河川災害関連事業」「原中川・大江後川河川災害関連事業」により改修を実施します。
- ◎須佐川(全延長11.3km)  
須佐川下流では「広域河川改修事業」を、須佐川上流と唐津川では、新たな災害を防止するため、復旧工事に併せて未被害箇所改良を行う「河川災害関連事業」を実施します。
- ▽事業期間 平成25～32年度(予定)
- ◎田万川(全延長116.4km)  
下流から上流に向け、「河川災害復旧等関連緊急事業」「広域河川改修事業」「河川災害関連事業」「原中川・大江後川河川災害関連事業」により改修を実施します。
- ▽事業期間 平成25～29年度(予定)

### 道路・農地等の復旧工事

国の補助を受けて行う、公共土木施設、農地・農業用施設の災害復旧工事は、7月中には大半の発注が終る予定です。

小規模な復旧工事は、今後順次発注を行います。国や県との調整が必要なものを除き、工事が順調に進めば、来年の春までには復旧工事はおおむね完了する見込みです。

### 公共施設等の復旧工事

小川地区や須佐地区では多くの公共施設でも被害がありました。

復旧が困難な秋市小川支所や小川コミュニティセンター、田万川第2分団消防器庫等については、小川地区内の安全な場所に移転して一体化した複合施設として整備します。鉄

骨造2階建、瓦葺きに外壁は杉板張り、内部にはエレベーターも設置されます。

現在、造成工事が行われており、10月から建設工事に着手、平成27年7月28日の竣工を目指しています。

同じく、須佐川の氾濫により大きな被害を受けた須佐保育園も、高台の旧奈古高校須佐分校グラウンドへの移転を決定し、来春行われる平成26年度卒園式を、新保育園舎で開催できるように整備を進めています。木造平屋建、約492㎡の保育園となります。

この小川コミュニティセンターと須佐保育園については、災害復興のシンボリックな事業として整備を進めていきます。

また、災害ごみの仮置場となつて

いた須佐グラウンドは、2月末に搬入を閉鎖し、復旧のための整地工事を行っており、8月中旬から利用できる予定です。

### 国道191号の復旧・改修工事

須佐地域内の国道191号の復旧、改修については、現在、片側交互通行となっている国道191号の須佐トンネル北側登坂車線の復旧、中津橋の架け替えに伴う迂回路の整備、長谷川の函渠改修工事(須佐トンネル西側付近)を行う予定です。

須佐トンネル北側登坂車線の復旧については、今年の益前までには復旧する見通しです。益明けから本格的に長谷川の函渠改修工事(片側交互通行で10月中旬頃に解除予定)に着手し、11月末頃に工事が完了する

### 須佐川・田万川の改修工事

今回の豪雨災害で発生したような浸水被害を防止するため、河床掘削や橋梁の架け替え、護岸整備等を行うことで、洪水の流水能力を向上させることを目的に、山口県が国土交通省や市と連携して、須佐川と田万川の河川改修を実施します。

須佐川下流では「広域河川改修事業」を、須佐川上流と唐津川では、新たな災害を防止するため、復旧工事に併せて未被害箇所改良を行う「河川災害関連事業」を実施します。



# 豪雨災害を想定

## 被災地で避難訓練を行いました



避難訓練 (須佐公民館)



避難訓練 (小川小学校)



避難訓練 (むつみコミュニティセンター)

6月22日に、萩市民防災の日の関連行事として、災害の発生が予測される状況で迅速・安全に避難行動をとることができるように、被災した須佐・田万川・むつみ地域の住民を対象とした避難訓練を行いました。

訓練には、3地域の住民や消防団員など約421人が参加。豪雨による河川の氾濫という想定のもと、防災無線による避難勧告の伝達や消防団員による誘導、避難所の開設などを行いました。

また、午後からは災害への対応力の確認・向上や、情報共有等を目的とした図上訓練を市役所で初めて実施しました。市の災害対策本部員や警察署員など114人が参加。指揮・対策担当や情報整理担当等の役割により実践的に訓練、情報収集手順や



図上訓練

避難勧告のタイミングなどを確認しました。

この訓練をもとに、万が一災害が起こった時は、よりの確に避難や情報のスムーズな伝達が行えるように、今後も防災対策に取り組みます。

### 復旧工事に伴う大型ダンプの通行にご理解ください

災害復旧の本格工事が始まり、市内の道路では大型ダンプトラックの通行が多くなりました。

大型ダンプトラックの通行については、山口県萩土木建築事務所と萩市災害復興局が連携し、工事関係者に交通マナーや、地域住民に十分配慮した安全運転を心がけるよう指導



発注者プレートの例

徹底していただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、トラックには運転席の前面と背面に工事発注者が分かるように区別したプレート等を表示していただきますので、お気づきのことがありましたらご連絡ください。

■発注者別のプレート色

萩土木建築事務所Ⅱ黄色、萩市(土木発注工事)Ⅱ青色、(農林発注工事)Ⅱ赤色

#### ■連絡先

▽萩土木建築事務所

(22・0043)

▽萩市災害復興局

・都市基盤復興事業部Ⅱ土木発注工事 (08387・6・2215)

・産業再生事業部Ⅱ農林発注工事 (08387・6・2217)

### 「被災地域のために頑張りたい」と決意

## 地域生活サポーターを田万川地域に設置



〔左から〕原宏子さん、水津光恵さん、委嘱状を交付する和田副市長

過疎化や超高齢化により多くの課題を抱える中、地域が一体となり、住民自らが地域課題に応じた

取り組みを展開できるよう、また、被災地域の復興支援を兼ねて、田万川地域をモデル地区として、「地域生活サポーター」を設置し、嘱託職員として、原宏子さん(江崎)と水津光恵さん(中川)を委嘱しました。

地域生活サポーターは、7月1日から来年3月31日までの任期で、田万川総合事務所を拠点に、地域の話し合い活動の推進や、各種団体や関係機関との連携により、高齢者の生活支援や地域づくり活動の支援などに取り組みます。

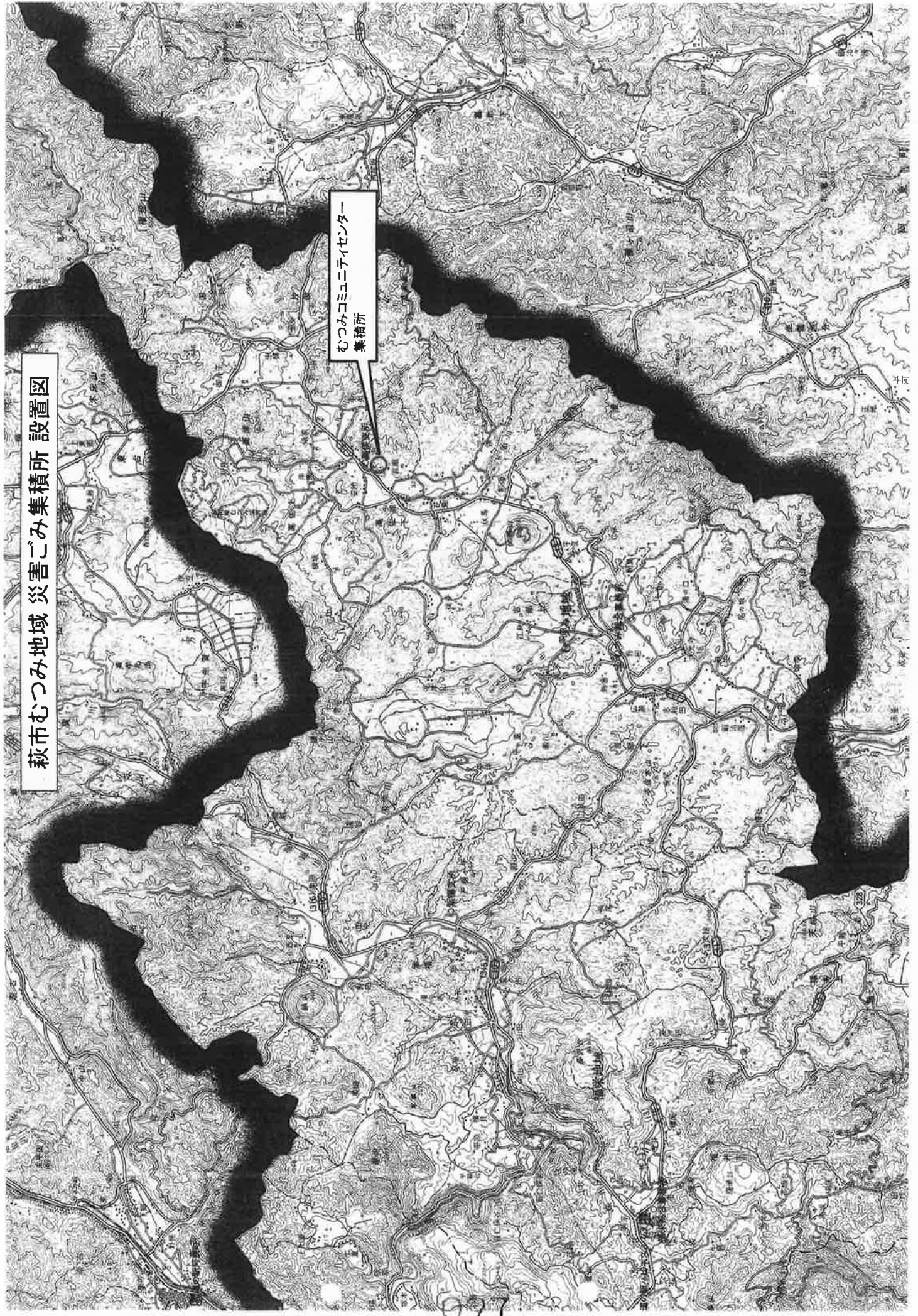
7/28 山口・島根豪雨災害に伴う  
災害廃棄物の処理状況

萩 市



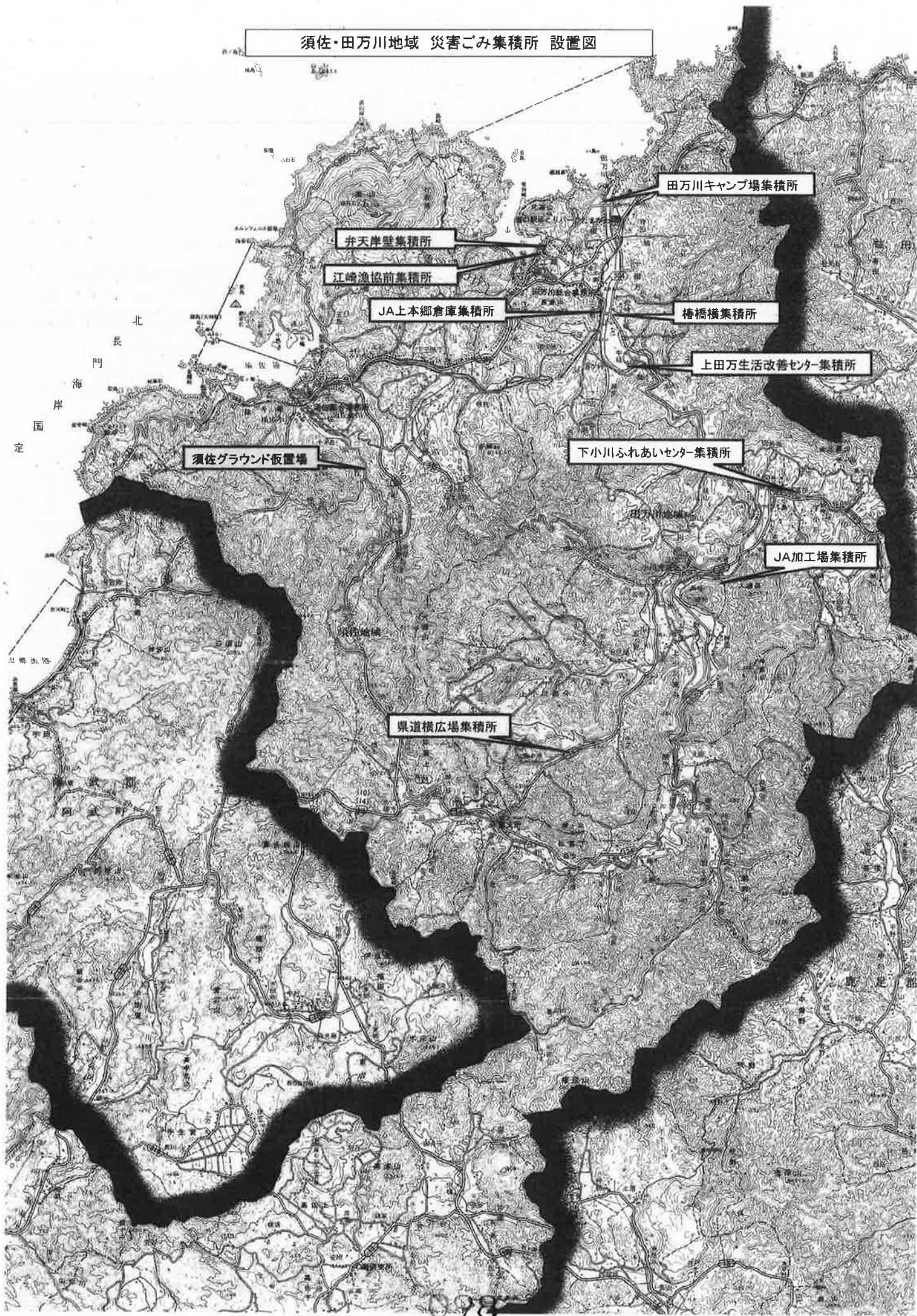


萩市むつみ地域 災害ごみ集積所 設置図



むつみコミュニティセンター  
集積所

須佐・田万川地域 災害ごみ集積所 設置図





須佐グラウンド仮置場

7/31時点



須佐グラウンド仮置場

8/4時点  
グラウンド全体に  
広がり始める



須佐グラウンド仮置場

8/12時点  
重機による分別作業



須佐グラウンド仮置場

8/12時点  
分別状況  
混合廃棄物



須佐グラウンド仮置場

8/12時点  
分別状況  
家電製品



須佐グラウンド仮置場

8/12時点  
分別状況  
畳





須佐グラウンド仮置場

8/13時点  
分別状況  
木くず類



須佐グラウンド仮置場

8/29時点  
分別状況  
危険物

仮置場(集積所)、災害ごみ収集の状況



地域: 田万川地域  
集積所: 弁天岸壁集積所  
田万川地域内に9ヶ所設置



地域: むつみ地域  
集積所: むつみコミュニティセンター  
集積所  
むつみ地域内に1ヶ所設置



地域: 須佐地域  
各町内会単位で、空地やごみステーション  
を利用して、臨時ごみステーションを設置



地域：須佐地域  
災害ごみ回収状況



地域：須佐地域  
災害ごみ回収状況



地域：須佐地域  
災害ごみ回収状況



地域: 田万川地域  
下関市 災害応援



地域: 田万川地域  
下関市 災害応援



地域: 田万川地域  
下関市 災害応援